

平成19年度

地方分権フォーラム記録集

～話し合おう！ 自治基本条例等について～



相模原会場

- 会場 相模原市立大野北公民館
(相模原市鹿沼台1-10-20)
- 日時 平成19年10月15日(月)
15時～17時

大和会場

- 会場 大和商工会議所
(大和市中央1-5-40)
- 日時 平成19年10月19日(金)
18時～20時

松田会場

- 会場 松田町立公民館
(足柄上郡松田町松田惣領2078)
- 日時 平成19年10月31日(水)
14時～16時

藤沢会場

- 会場 藤沢産業センター
(藤沢市藤沢109-6湘南NDビル)
- 日時 平成19年11月1日(木)
15時～17時

主催 神奈川県

目次

○ 相模原会場（平成19年10月15日）

- ・ 主催者挨拶 … 3
- ・ 講演 「分権時代のまちづくりと自治の課題」 … 4
辻山 幸宣 （財）地方自治総合研究所所長
- ・ 「神奈川県自治基本条例（仮称）」素案説明 … 5
「神奈川県自治基本条例（仮称）」素案 … 14
- ・ 意見交換 … 17
- ・ 地方分権フォーラムの概要 … 19

○ 大和会場（平成19年10月19日）

- ・ 講演 「自治基本条例にみる自治の担い手」 … 23
金井 恵里可 文教大学国際学部准教授
- ・ 意見交換 … 24
- ・ 地方分権フォーラムの概要 … 28

○ 松田会場（平成19年10月31日）

- ・ 講演 「自治基本条例の意義と課題」 … 33
廣瀬 克哉 法政大学法学部教授
- ・ 意見交換 … 35
- ・ 地方分権フォーラムの概要 … 37

○ 藤沢会場（平成19年11月1日）

- ・ 講演 「分権型社会と自治基本条例」 … 41
小島 聡 法政大学人間環境学部教授
- ・ 意見交換 … 42
- ・ 地方分権フォーラムの概要 … 47

相模原会場

(平成19年10月15日)

主催者挨拶

企画部次長(広域行政担当) 笹本 秀行

神奈川県企画部次長の笹本と申します。

本日は、「地方分権フォーラム～話し合おう！自治基本条例等について～」にご参加いただきまして誠にありがとうございます。心より感謝申し上げたいと思っております。

今、神奈川県では自治基本条例の制定に向けて、県内各地でこうした形のフォーラムを開催し、県民の皆様あるいは市町村の皆様からいろいろなご意見をいただきながら、具体的な自治基本条例の中身を詰めていく作業を行っているという状況でございます。ですが、自治基本条例という言葉の皆様がお聞きになったとしても、なかなか身近な問題として受け取ることは難しいかと思っております。

現在、新聞報道などで地方の自立という言葉が盛んに出ております。以前は都道府県や市町村などの地方自治体は国の下請機関のような仕事が大半でして、どうしてもそれぞれの自治体が自分の地域の特性に沿った政策を行っていくということが大変難しい状況でした。ところが平成 12 年に地方分権一括法という大きな法律の改正があり、地方は今までの国の下請機関という立場ではなく、国から独立した存在となりました。権限も財源も地方に分与して、地方が主体的に決めていくという社会システムを目指す方向で法律の改正がなされました。

ただ、第一期の地方分権改革が行われ、今まさに第二期の地方分権改革が行われようとしているわけですが、国の抵抗が非常に激しく、なかなか権限や財源を国が地方に渡さないというのが実情です。都道府県も市町村も含め、本当の意味での地方の自立を図るためにもしっかりと権限や財源を地方に渡すというように国に働きかけるという運動を展開している最中です。いずれにせよ、それぞれの

地方が自らのことを自ら決めていくという方向性が時代の流れの中で避けがたい本流となっていることは間違い無いだろうと思っております。

地方のことは地方で決めなさいという自己決定・自己責任という言葉があります。言葉ではなかなか美しい言葉ですけれど、本当の意味でそれぞれの地域のことは地域で決めるというシステムを具体的に構築して運用し、成果を出していくことが問われているのはこれからの時代です。そのためにはもちろん行政側の意識と行動も変わらなくてはなりませんし、県民の皆様方におきましてもこれからは主体的に県政の情報を追っていく覚悟を示さなければなりません。ご意見、ご提言を積極的に打ち出していくことの積み重ねが本当の意味で自治に繋がっていく部分だと思えます。例えばこうしたフォーラムで条例を制定する前に柔らかな段階で素案を皆様にお示ししご意見をいただくという行動も、ある意味では自治に繋がっていくステップだろうと思えます。

後に私どもが現在考えている自治基本条例の素案を担当の課長が説明いたします。県民の皆様にとっては初めて聞く役所の言葉があり、なかなか理解しがたい部分もあるかと思いますが、皆様から率直なご意見、ご提案を賜ることが本日のフォーラムの趣旨ですので、ぜひとも意見交換の場におきましては積極的なご意見をいただければと思います。都道府県における自治基本条例の制定は初めての試みですので、私どもも試行錯誤してやっておりますが、こういったフォーラムを重ねることによって皆様から率直なご意見を賜って皆様と共に自治基本条例を作り上げていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、以上をもちまして開催にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

講演(相模原会場)

「分権時代のまちづくりと自治の課題」

(財)地方自治総合研究所所長 辻山 幸宣

はじめに

1 自然集落の運営

- ・自発的協力と共同性
- ・協議機関としての村寄合
(立法・司法・行政も)

2 自治行政の誕生

- ・協力と共同性の失敗—代替組織
託す内容は共同意思形成
- ・共同意思形成の失敗—代替機関
(総代制度)
共同意思の決定代理

3 近代の国家統治体制

- ・官のブロックにとりこまれた議会と行政
地方行政の自治社会からの分離
自治団体は経費負担

4 高度成長と政府部門の機能拡大

- ・政治の論理が政府を自己増殖させる
- ・共同性の失敗が政府への依存を強める
(私化・人口移動に伴って)
- ・成長の失敗への対応 (公害・都市問題)
- ・福祉国家政策への期待
(社会保障・高齢化)
- ・地方行政の業務拡大
(需要の発見—サービス行政)

5 地方分権時代の自治体—自己決定(地域のことは地域で決める)

- ①機関委任事務制度の廃止—条例主義
I字型構造からフラスコ状へ
- ②「新しい公共」への条件づくり
ゴミ たばこ 犬猫 落書き

子ども モラルなど

③協働型自治の設計

公共の担い手の発見・育成と分担関係

④集大成としての自治基本条例

6 自治基本条例とはなにを定めるのか

(1) 自治体政府との信託関係を明記

(うまく運営させる：意思に沿って運営させる)

自治体政府の行動の根拠・行動制約
自治体政府に留保する権限
(参加・決定)

(2) まちづくり憲法典(うまく社会運営

する：自治領域の奪還)

住民自治のルール (コミュニティ・NPO・ボランティア)

社会の運営原則 (人権保障・協働・補完)

住民の3側面 (公共を担う住民、主権者住民、消費者住民) の再認識

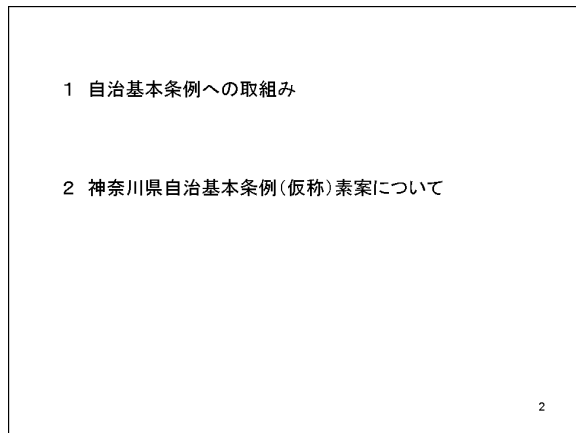


素案説明

広域行政課長 川崎 泰彦



これから自治基本条例について、ご説明を致しますが、お手元の資料「自治基本条例について」もご覧いただきながら、お聞きいただければと思います。



まず自治基本条例の制定背景や制定状況など、一般的なご説明について、簡単にさせていただきます、次にこのたび作成いたしました「神奈川県自治基本条例(仮称)」の素案についてご説明いたします。

1. 自治基本条例への取組み

自治基本条例とは何か？

確立した定義はないが…一般に、

自治体運営の基本理念、基本原則等を定めた基本ルール

地方自治法…全国一律に自治体の組織・運営を規定

3

自治基本条例とは何か、確立した定義はございませんし、また、法律などで制定を義務付けられたものではありません。

一般には、「自治体運営の基本理念、基本原則等を定めた基本ルール」といわれています。

自治基本条例の制定状況

○ 全国で約80の市町村が制定

- ・ 北海道の「ニセコ町まちづくり基本条例」(平成13年4月施行)が初
- ・ 名称や内容は多様 (まちづくり基本条例、自治基本条例など)

○ 広域自治体である県においても自治の仕組みづくりが必要

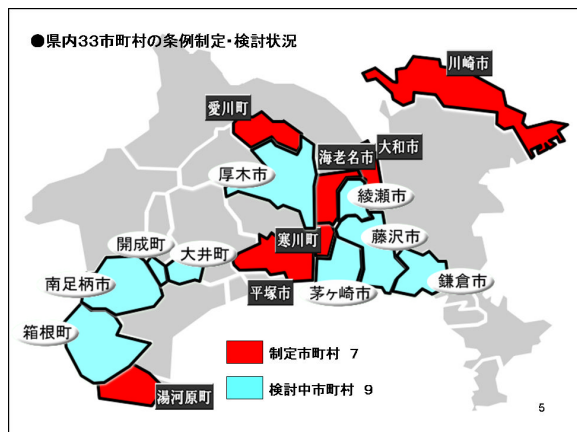
- ・ **都道府県ではまだ制定されていない**
(議会の規定がない「北海道行政基本条例」(平成14年10月施行))

4

全国での自治基本条例の制定状況ですが、広域行政課が把握している範囲では北海道のニセコ町まちづくり基本条例をはじめとして、約80の市町村において、制定されております。

議会についての規定がない「北海道行政基本条例」のような例はありますが、都道府県ではまだ制定された例はありません。

なお、議会運営の基本ルールを定めた「議会基本条例」が三重県や、いくつかの市町村で制定されています。

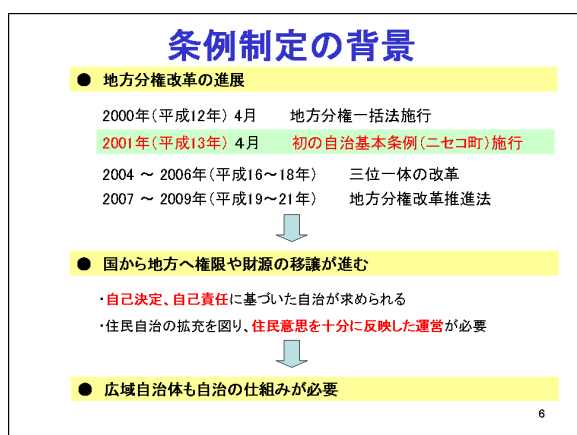


神奈川県内の市町村でもご覧のように神奈川県内でも愛川町や川崎市など7市町で自治基本条例を既に制定しております。検討中の9市町を含めると、16市町あり、全体の約半数にも及んでいます。

こうした状況を都道府県単位で見ますと、本県の状況は比較的多いといえます。

ちなみに制定した市町村と検討中の市町村を合わせますと、人口約320万人、面積では約800平方キロメートルとなります。県人口が約890万人、面積が約2400平方キロメートルなので、人口と面積ともに全体の約1/3を占めることになります。

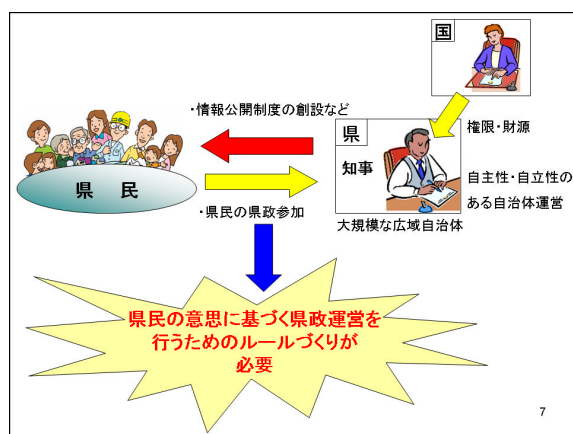
このように本県が全国に先駆けて条例制定を目指す自治の風土、土壌、環境といったことも、大きな要素ではないでしょうか。



このように全国や県内の市町村で自治基本条例の制定が進んでいる背景ですが、2000年4月に、いわゆる地方分権一括法が施行されるなど、地方分権改革の進展により、国から地方

へ権限や財源の移譲が進む中、「自己決定」、「自己責任」に基づいた自治が求められており、住民自治の拡充を図り、住民意思を十分に反映した運営が必要となっており、そのための仕組みづくりが求められているということがあげられます。

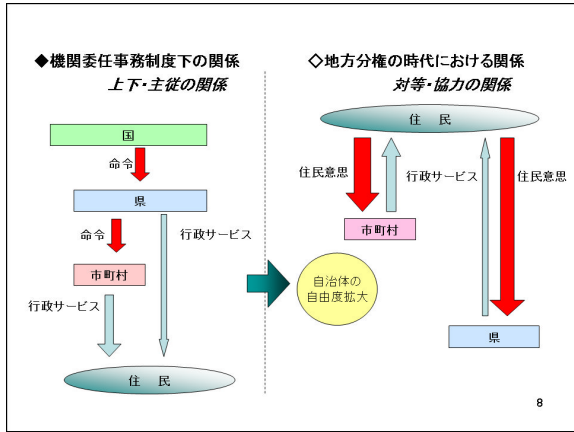
広域自治体である県も、基礎自治体である市町村と同様に、自治体であることに変わりはないことから、こうした広域自治体としての自治の仕組みづくりが求められております。



神奈川県は、情報公開制度の創設など、これまでも県民の皆さんに開かれた県政に努めてまいりましたが、住民自治に根ざした県政を一層推進するために、新たに県民の意思に基づく県政運営を行うためのルールづくりが必要となっております。

ややもしますと、自治体の規模が大きくなればなるほど、住民の皆さんと行政の距離は遠くなってしまいます。地方分権改革で手にした権限や財源を住民のために、適切に行使していくため、住民の皆さんが行政に参加していただく仕組みがあるか、ないかで、結果として、住民福祉の向上に向けた施策、事業に影響もでてくるのではないのでしょうか。

したがいまして大規模な広域自治体である本県が、このようなルールづくりに取り組むことは大変意義のあることと考えております。



県民の皆さんの意思に基づく県政運営を行うためのルールということに関して、もう少し詳しく説明させていただきます。

これは地方分権一括法制定以前の機関委任事務制度の時代（2000年以前）と地方分権改革の時代における国と地方、住民の関係を示したものです。

機関委任事務制度の下では、国を上位とする指揮命令の関係でしたが、地方分権一括法により、この制度が廃止されて、法律上、国・都道府県・市町村の関係が「対等」の関係であるとされました。

このように、自治体は、以前は、国の命令に基づいて仕事をしていれば、大方良しとされたわけですが、分権時代には、自治体の裁量や自由度が増してくることになりますので、住民の意思に基づいて運営することが求められることとなります。自治体運営の基本ルールづくりとして、自治基本条例を制定する背景には、このような国全体の制度の変更があるわけでございます。



次に、これまでの自治基本条例の検討の経緯について説明をさせていただきます。

まず本県の地方分権改革についての基本方針である「地域主権実現のための中期方針」を平成16年3月に策定しましたが、その取組施策の一つとして、平成17年10月に有識者からなる「神奈川県自治基本条例検討懇話会」を設置して、条例の意義や規定内容を中心に検討を行い、平成18年11月に知事に報告書が提出されました。

その後、平成19年1月から、この報告書をもとに、改めて庁内で検討を行うとともに、県内5会場での地方分権フォーラムの開催や説明会、出前講座等を通じて意見交換を行うなど、県民の皆さんや市町村からご意見を伺ってまいりました。

さらに平成19年7月には「地域主権実現のための基本方針」を策定し、その取組施策の一つとして、自治基本条例等の策定に向けた取組みを位置づけております。

こうした中で、これまでいただきましたご意見を踏まえまして、このたび条例素案を作成いたしました。

2. 神奈川県自治基本条例(仮称)素案について

条例素案のポイント

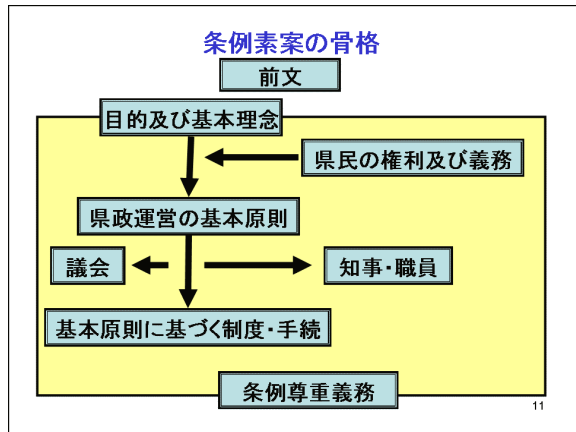
- ① 県民が主人公であることを明示し、県民が自らの意思に沿って広域自治体としての神奈川県を運営できるようにするために必要な基本ルールを定めた条例
- ② 県民にとって最も身近な市町村の自治を優先することを基本として、**県と市町村との関係の基本ルール**を定めた条例
- ③ 新たな県政運営の仕組みとして、**県民投票、県と市町村の協議機関**を定めた条例

条例素案のポイントとしては、まず1点目として、県民の皆さんが主人公であることを明示し、県民の皆さんが自らの意思に沿って広域自治体としての神奈川県を運営できるようにするために必要な基本ルールを定める条例であること。

2点目として、県民の皆さんにとって最も身近な市町村の自治を優先することを基本とし

て、県と市町村との関係の基本ルールを定めた条例であること。

3点目として、新たな県政運営の仕組みとして、県民投票及び県と市町村の協議機関の基本的事項を定めた条例であることがあげられます。



条例素案の内容を細かくご説明する前に、素案全体の骨格をご覧いただくと、このようになります。

まず、一般的な条例と異なる、「基本条例」ですので、「前文」を置きます。

条例本体は、「目的及び基本理念」、「県民の権利及び義務」を定め、この理念を実現し、県民の権利を保障するための「県政運営の基本原則」、さらに「基本原則に基づく制度・手続」の基本的事項を定めています。

また、「議会」や「知事・職員」について、この条例に沿った役割を果たすための責務などを定めることとしています。

最後に、最高規範性として、条例間に法的な優劣はつけられないので、「条例尊重義務」として、この条例に規定することを最大限尊重しなければならないことを定めます。

神奈川県自治基本条例(仮称)素案

前文

条例制定の趣旨、基本的考え方を明示する。

目的及び基本理念

県における自治は、県民の皆さんの意思と責任に基づき、また、市町村の意思に応え、自主的・主体的な県政運営により**県民の皆さんが望む地域社会の実現**を目指して行われることを基本理念とし、この条例により、**県民の権利の保障と県民の福祉の向上を図ることを目的**とします。

12

では、これより具体的に条例の素案の内容を説明させていただきます。

まず前文では、条例制定の趣旨、基本的考え方を明示することとしております。

目的及び基本理念でございますが、「県における自治は、県民の皆さんの意思と責任に基づき、市町村の意思に応えるため、自主的・主体的な県政運営により県民の皆さんが望む地域社会の実現を目指して行われること」を基本理念とし、こうした基本理念、それに基づく県政運営の基本原則や制度・手続の基本的事項などを定めることにより県民の皆さんのための県政を確立し、県民の皆さんの権利の保障と福祉の向上を図ることを目的としております。


県民の権利及び義務

県政に参加する権利・責任

県政に関する情報を知る権利

行政サービスを等しく受ける権利

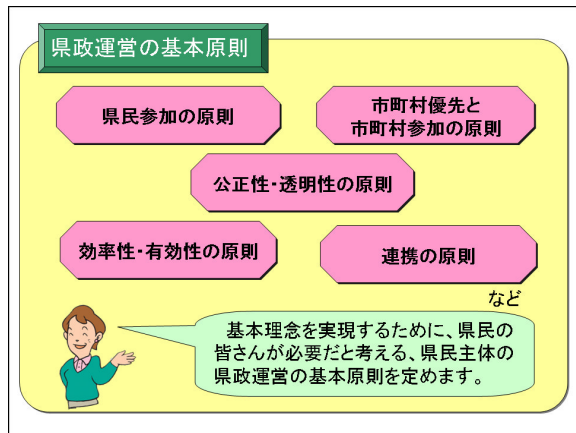
費用負担を分担する義務



基本理念の実現に向け、県民主体の自治を確立するための基本的な県民の皆さんの権利と義務を定めます。

県民の権利及び義務は、基本理念の実現に向け、県民主体の自治を確立するための基本的な県民の皆さんの権利・義務として、県政に参加する権利・責任や、行政サービスを維持するには行政コストがかかりますが、こうした費用負担を分担する義務など、ここに掲げる4つの権

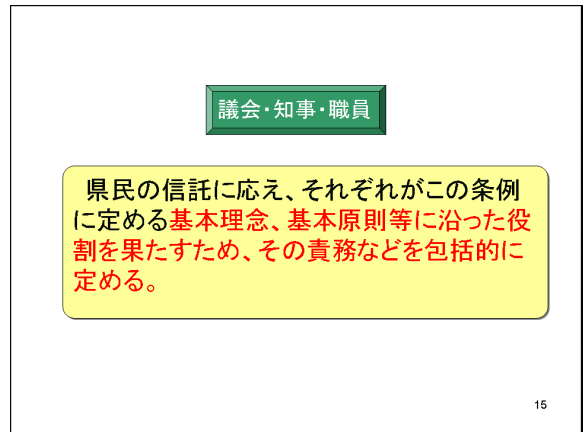
利、義務を定めるものです。



次に、県政運営の基本原則では、基本理念を実現するための基本原則として、県政参加の原則や市町村優先と市町村参加の原則など、5つの原則を定めることとしております。

県民参加の原則は、県民が自発的かつ積極的に参加する県政にするというもので、市町村優先と市町村参加の原則は、県民の皆さんに最も身近で、地域における政策を総合的に推進する市町村を、県との役割分担において優先すること。また、市町村が参加する県政にするというものです。

公正性・透明性の原則は県民にとって公正で透明性の高い開かれた県政にするというもの、効率性・有効性の原則は最少の県民負担により最大の県民福祉の実現に努める県政にするというもの、連携の原則は民間や他の都道府県等、公共サービスを担う多様な主体との連携を図る県政にするというものです。



議会・知事・職員では、それぞれがこの条例に定める基本理念や基本原則等に沿った役割を果たすための責務などを、包括的に定めることとしております。

一般論としては、自治基本条例は自治体の運営全般にわたって、その基本理念や原則を定めようとするものであり、地方自治体は議決機関である議会と執行機関である知事による二元代表制で相互の牽制と調和により公正な運営を期しており、議会と知事は言わば、県政の車の両輪とされておりますので、こうして議会に関する規定を設けようとするものです。

仮に議会について規定しようとするれば、これは行政サイドで一方向的な案の提示を行うのは適当ではなく、まずは議会側での議論や検討が行われた後、その結果を条例案に盛り込む、ということが一番素直で判りやすいのです。

一般的に先行する自治体の例として、議会活動についての住民への情報公開や情報提供に努めること、多様な住民意思の反映に努めること、開かれた議会運営などの規定を盛り込むものがあります。

基本原則に基づく制度・手続(一覧)

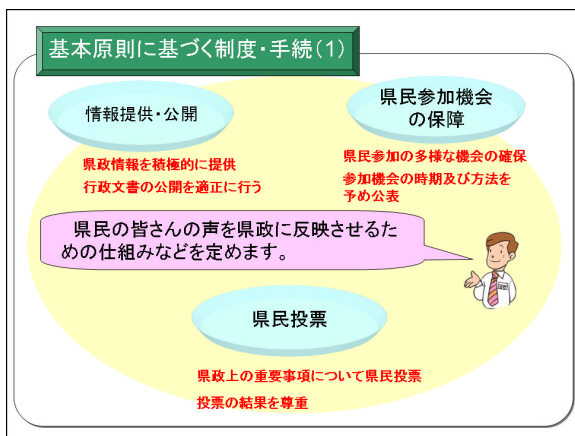
県政運営の基本原則に基づき、次の制度・手続についての基本的事項を定める。

- ① 情報提供・公開
- ② 県民参加機会の保障
- ③ 県民投票
- ④ 市町村との役割分担及び権限移譲
- ⑤ 市町村の県政参加
- ⑥ 行政手続
- ⑦ 総合計画
- ⑧ 財政運営
- ⑨ 政策評価
- ⑩ 民間活動との連携協力
- ⑪ 他の自治体との連携協力
- ⑫ 国への提案

16

基本原則に基づく制度・手続でございますが、県政運営の基本原則に基づき、12項目の制度・手続についての基本的事項を定めることとしております。

なお、この基本条例では制度や手続のいわば大枠について定めますので、制度の具体的な内容や手続は、別の条例などによって定められ、実際の運用や実施が行われることとなります。



まず県民の皆さんの声を県政に反映させるための仕組みについてです。

情報提供・公開は、県民の皆さんが、県政参加のために情報を県と共有できるよう、多様な媒体の活用などにより、県民の皆さんに積極的に情報提供するよう努めなければならないことなどを定めます。具体的には、情報公開条例や個人情報保護条例によって実施されます。

県民参加機会の保障は、県民の皆さんが、その意思を県政に反映させるため、意見等を県に提出できるよう、多様な参加の機会の確保に努めるとともに、県民の皆さんの提案などを迅速

かつ誠実に処理するよう、努めなければならないことなどを定めることとしております。具体的な県民参加として、例えば、「ふれあいミーティング」や「知事への手紙」などがあります。

県民投票は、新たな制度となりますが県民の皆さんが、県政上の重要事項について、意見を表明するため、県民投票をできるようにするとともに、議会と知事は、その結果を尊重することを定めることとしております。

この県民投票は、間接民主主義制度を補完するもので、総体的な県民意思を表明できる究極的な県民参加手段であると考えております。

住民投票について

- 法律に基づくもの…知事の解職、議会の解散を決める場合など
- 条例に基づくもの

事例

都道府県では…日米地位協定の見直しと基地の整理縮小(沖縄県)

市町村では…市町村合併、原子力発電所の建設、産業廃棄物処理施設の建設

仕組みづくりに必要な事項

- ・投票に付す事案は何か(県全体にかかわる事業)
- ・投票権は誰にあるのか(年齢、国籍)
- ・実施費用の負担
- ・市町村の協力

18

住民投票について、もう少し詳しくご説明させていただきます。

住民投票制度は、現在も、県知事の解職等を決定する手続きとして法律で採用されていますが、独自の条例にもとづいて、自治体が行う場合もあります。都道府県では、平成8年に沖縄県で日米地位協定の見直しと米軍基地の整理縮小に関して住民投票が行われた例があります。一方、市町村では、市町村合併や原子力発電所の建設、産業廃棄物処理施設の建設などで行われています。

県がつくる住民投票制度は、法令上の県知事及び県議会の決定権限を侵害しないよう諮問型になると考えられます。

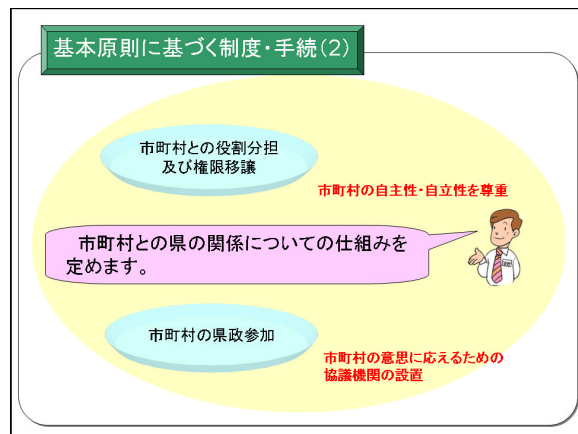
こうした住民投票の仕組みづくりには、いくつか検討の必要な事項があります。

まず、投票に付す事案ですが、県内の限られた地域や集団等に関わる案件では、直接利害関係のない住民の意思が県民意思として表明さ

れるため好ましくありません。そこで、投票の対象は、県全体や県民全体の生活に関わる県政の重要事項に限るべきであると考えられます。

投票権は誰にあるのか、選挙年齢や日本国籍の有無などについて考える必要があります。

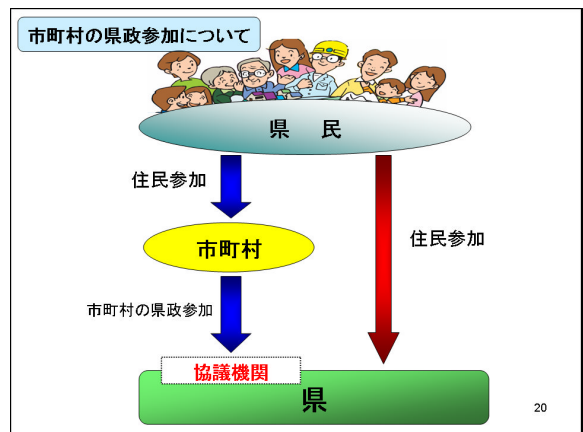
また、実施には市町村の協力が必要不可欠で、また莫大な費用がかかり、そうした費用をどう負担するのかということについても考える必要があります。



次に市町村との関わりに関して整理した制度・手続です。

まず、市町村との役割分担及び権限移譲では、県は市町村の自主性・自立性を尊重し、広域自治体として適切な役割分担に努めることや、市町村への権限移譲について市町村が処理した方が県民の皆さんにとってよい権限は、市町村と協議してできる限り市町村に移譲することを定めるものとさせていただきます。

また、市町村の県政参加では、市町村の意思に応える県政を実現するため、県の重要な施策を立案する時などに、市町村が住民意思に基づく意見を提案できる機会の確保に努めることとしております。そのために、新たに、県と市町村との協議機関を設けることを定めるものとさせていただきます。



市町村の県政参加ということにつきまして、より詳しく説明させていただきます。

地域の実情に即した行政サービスを住民の皆さんが迅速かつ適切に享受できるようにすることが一層重要になってきます。そのため、住民生活に密接に関わる行政サービス（特に、消防・救急、福祉・教育、まちづくりなどの分野）は、できる限り住民の皆さんに近い自治体で決定される必要があります。

こうした市町村優先の原則に基づいた市町村と県との役割分担のもとに、地域の住民福祉の向上という共通の目標に向け、県と市町村の連携協力がなされる必要があります。

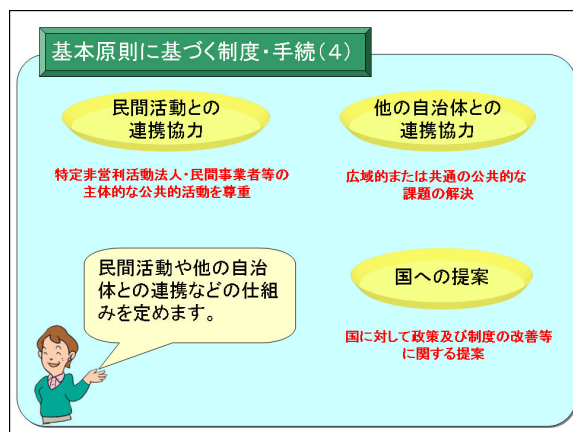
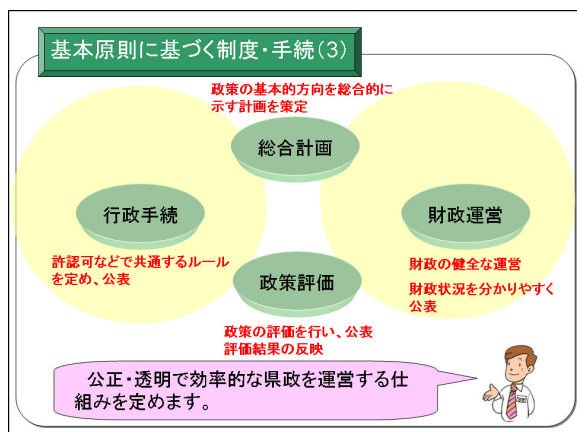
現在では、市町村の県政参加の機会は、

- ①全体会議では市長会議や町村会議、
- ②地域別会議としては地域別首長懇談会、市町村連絡協議会、
- ③特定テーマ会議では県市町村間行財政システム改革推進協議会
- ④各種審議会・協議会への参加では、この自治基本条例検討懇話会など

があります。

また、市町村の意思に応える県政を実現するために、県と市町村との協議会を新たに定める必要があります。

こうした市町村の県政参加はもとより、県民が市町村を通じてその意思を県政に反映できる仕組みが市町村で自主的に用意されることも重要であります。



次に公正・透明で効率的な県政を運営する仕組みについてです。さきほどご説明した情報提供・公開も公正・透明な県政運営を行う仕組みの一つですが、そのほかのものとして、

行政手続では、県民の皆さんが、県の許認可などで不当に自らの権利利益を侵害されないよう、その手続に関し共通するルールを定め、公表しなければならないことを定めます。具体的には行政手続条例の中で申請から処理までの標準的な処理期間や許可するための要件などを定め、公表することとしています。

総合計画では、県民の皆さんが、長期的な県政運営を展望できるよう、政策の基本的方向を総合的に示す総合計画を策定するとともに、計画策定等に際しては、県民の皆さんや市町村の意思が反映されるよう努めなければならないことを定めます。

財政運営では、財政の健全な運営に努めることや、県民の皆さんが、県の財政状況を把握できるよう、分かりやすく公表しなければならないことを定めます。

具体的には現在も、「県のたより」や「県財政のあらまし」という冊子などで財政状況については、お知らせしているところです。

政策評価については、神奈川県では平成 12 年度から取り組んでおりますが、適切に政策の評価を行い、公表するとともに、評価結果が政策立案や予算編成等に反映されるよう努めなければならないことを定めます。

次に民間活動や他の自治体との連携などの仕組みについてです。

現在では、公共的課題を解決する役割を担っているのは、自治体だけではありません。企業や法人、ボランティア団体など、様々な主体によって公共的課題を解決するための取組みがなされています。

そこで、民間活動との連携協力では、NPO 法人その他の民間団体及び民間事業者等の主体的な公共的活動を尊重することや、適切な役割分担の下で、県と連携協力できることを定めるとともに、民間団体等の主体的な公共的活動が積極的に推進されるために、県は環境の整備に努めなければならないことを定めます。

他の自治体との連携協力では、県民の皆さんが、より質の高い公共サービスを受けられるよう、広域的または共通の公共的な課題を解決するため、他の自治体との連携協力に努めることを定めます。

具体的には県は、例えば、八都県市首脳会議において、首都圏で広域的に連携して、ディーゼル自動車の大気汚染対策などに取り組んでおります。

国への提案については、例えば毎年度県は「国の施策・制度・予算に関する提案・要望」として活動しているところですが、県民の皆さんが、県を通じて国に意思表示ができるよう、国に対して政策及び制度の改善等に関する提案を積極的に行わなければならないことを定めます。

条例尊重義務

この条例が県政運営の基本原則を定めることから、この**条例に規定することを最大限尊重しなければならないこと**を定める。

23

**「神奈川県自治基本条例(仮称)」素案に対する
ご意見をお待ちしています**

地方分権の広場 ウェブ検索

25

条例最後の項目の条例尊重義務でございますが、この条例は、県政運営の基本原則を定めるものとしておりますので、最大限尊重しなければならないことを、定めることとしております。

本日は、パブリック・コメントのパンフレットもお手元に配布させていただいておりますので、ぜひご意見をお寄せくださるようお願いいたします。

説明は以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

今後の進め方

条例の素案を作成 条例案策定に向けた検討

↑ ↓ ↑ ↓

広く意見募集、検討

- ・ 県議会等へ報告
- ・ 地方分権フォーラム等の開催、地方分権出前講座、公募の県民によるワークショップなど
- ・ パブリックコメントの実施等による県民や市町村等の意見の募集等

24

最後に今後の進め方ですが、自治基本条例は県政運営の基本ルールを定めるものであるという基本的性格から、条例制定過程での県民の皆さんや市町村に参加いただくことが非常に重要であると考えており、この条例素案をもとに、11月22日までパブリック・コメントを実施しております。ワークショップなどの県民の皆さんが参加する行事等を実施し、県民の皆さんや市町村のご意見を踏まえながら、条例案の策定に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

「神奈川県自治基本条例（仮称）」素案

前文

- 条例制定の趣旨、基本的考え方等を明示する。

目的及び基本理念

- 県における自治は、県民の意思と責任に基づき、また、市町村の意思に応え、自主的・主体的な県政運営により県民が望む地域社会の実現を目指して行われることを基本理念として定める。
- そのために必要な県政運営の基本原則や制度・手続の基本的事項、県民の権利・義務、また知事・職員の責務等を定めることにより、県民のための県政を確立し、県民の権利の保障と県民福祉の向上を図ることを目的とすることを定める。

県民の権利及び義務

- 基本理念の実現に向け、県民主体の自治を確立するための基本的な県民の権利及び義務として、
 - ① 県政に参加する権利・責任
 - ② 県政に関する情報を知る権利
 - ③ 行政サービスを等しく受ける権利
 - ④ 費用負担を分担する義務などを定める。

県政運営の基本原則

- 基本理念を実現するために県民が必要だと考える、県民主体の県政運営の基本原則として、
 - ① 県民参加の原則（県民が自発的かつ積極的に参加する県政とすること）
 - ② 市町村優先と市町村参加の原則（県民に最も身近で、地域における政策を総合的に推進する市町村を、県との役割分担において優先し、市町村が参加する県政とすること）
 - ③ 公正性・透明性の原則（県民にとって公正で透明性の高い開かれた県政とすること）
 - ④ 効率性・有効性の原則（最少の県民負担により最大の県民福祉の実現に努める県政とすること）
 - ⑤ 連携の原則（民間及び他の都道府県等、多様な主体との連携を図る県政とすること）などを定める。

議会・知事・職員

- 県民の信託に応え、それぞれがこの条例に定める基本理念、基本原則等に沿った役割を果たすため、その責務などを包括的に定める。

基本原則に基づく制度・手続

- 県政運営の基本原則に基づき、次の制度・手続についての基本的事項を定める。

情報提供・公開

- 県民が、県政参加のため県が保有する県政情報を共有できるよう、
 - ・ 多様な媒体を活用するなどして、県政情報を県民に積極的に提供するよう努めなければならないことを定めるほか、
 - ・ 県民の求めに応じ、行政文書の公開を適正に行うとともに、個人情報の取扱いに関し適切な措置を講じなければならないことを定める。

県民参加機会の保障

- 県民が、その意思を県政に反映させるため、意見や要望を県に提出できるよう、
 - ・ 県と対話・協議する県民参加の多様な機会の確保に努めるとともに、県民の県政に関する提案、意見等を迅速かつ誠実に処理するよう努めなければならないことを定めるほか、
 - ・ 県民の参加機会の時期及び方法について、予め公表することを定める。

県民投票

- 県民が、県政上の重要事項について意思を表明するため、県民投票をできるようにするとともに、議会及び知事は、県民投票の結果を尊重することを定める。

市町村との役割分担及び権限移譲

- 県民が、地域の実情に即した行政サービスを受けられるよう、
 - ・ 住民に最も身近で、地域における総合的な行政サービスを推進する重要な役割を果たしている市町村の自主性・自立性を尊重し、広域自治体としての適切な役割分担に努めなければならないことを定めるとともに、
 - ・ 県知事の権限に属する事務のうち、市町村が処理することが適当である事務については、市町村との協議により、できる限り市町村に移譲しなければならないことを定める。

市町村の県政参加

- 市町村が、住民の意思に基づく意見を提案できるよう、県の重要な施策について、意見を提出する機会の確保に努めるとともに、市町村の意思に応えるための協議機関を設けることを定める。

行政手続

- 県民が、県の処分、行政指導等により不当に自らの権利利益を侵害されないよう、県政運営における公正の確保及び透明性の向上のため、県の処分、行政指導等の手続に関し共通するルールを定め、公表しなければならないことを定める。

総合計画

- 県民が、長期的な県政運営を展望できるよう、政策の基本的方向を総合的に示す計画を策定するとともに、策定等に当たり、県民及び市町村の意思が反映されるよう努めなければならないことを定める。

財政運営

- 財政の健全な運営に努めるとともに、県民が、県の財政状況を把握できるよう、分かりやすく公表しなければならないことを定める。

政策評価

- 県民が、効率的で質の高い行政サービスを受けられるよう、適切に政策の評価を行い、公表するとともに、評価結果が政策立案や予算編成等に反映されるよう努めなければならないことを定める。

民間活動との連携協力

- 県民が、より質の高い行政サービスを受けられるよう、
 - ・ 公共的課題の解決のため、特定非営利活動法人その他の民間団体及び民間事業者等の主体的な公共的活動を尊重し、適切な役割分担の下、連携協力できることを定めるとともに、

- ・ 民間団体等の主体的な公共的活動が積極的に推進されるために、環境の整備に努めなければならないことを定める。

他の自治体との連携協力

- 県民が、より質の高い公共サービスを受けられるよう、広域的または共通の公共的な課題を解決するため、他の自治体との連携協力を努めることを定める。

国への提案

- 県民が、県を通じて国に意思表示ができるよう、国に対して政策及び制度の改善等に関する提案を積極的に行わなければならないことを定める。

条例尊重義務

- この条例が県政運営の基本原則を定めることから、この条例に規定することを最大限尊重しなければならないことを定める。

意見交換(相模原会場)



質問者A

今、公共概念が変わってきていると耳にしますが、今の時代の公共概念は昔より広いのではないのかと思います。辻山先生にご説明いただきたい。

辻山幸宣 (財)地方自治総合研究所所長

当初は、個々人の自己責任でできないことは政府がやります、後は自分たちでやりなさいという二分論でした。それでは現実を説明していないし、現実で起きてきていることも解決できない。政府の領域と民の領域の間を設定しなければいけないだろうということです。一つは政府自体の解決能力の低下と、もう一つはそれを担う市民たちの台頭、例えばNPOなどが公共分野を担うようになった。だから公共概念は広がってきていて、そのうちの一つとして、政府サービスがある。残りの部分は自己責任の世界であるということが提案されているということです。

質問者B

自治会に入らないでゴミを出す、さらには他の市町村の人が来てゴミを出していく例がある。つまり、権利は主張するが義務を履行しない、こうした市民感覚が昨今はあると思う。協力してくれる人はしてくれるが、しない人はしないという自

分勝手な人が多い。このような場合、市民の地域をうまくコントロールしてやっていくためには、権利を主張するなら義務も履行しなさいというように、ある程度強制する必要があると思うのですが、辻山先生いかがでしょうか。

辻山幸宣

自治基本条例のワークショップを市民の方と長くやってきた経験から言いますと、最近は権利ばかり主張して義務を果たさなくなったという市民の声が非常に多いです。では、地域のルールによって義務を履行してもらうことができるのか、さらに、制裁が可能かということです。おそらく制裁は難しいだろうと思います。

ではどうするのか。私は一種の相互学習といいますが、ゴミをきちんと出ささいと言うだけではなく、普段から意識的に新しく転居してきた人に声をかけるなど、その地域のリーダーの人達に気配りをお願いしていくしかないと思います。少しずつみんなで合意して義務を履行するというのを広げていくしかないと思います。

質問者C

県の自治基本条例素案について質問します。県民投票についてですが、結果は尊重するが、決定権者を拘束しない諮問型になるというお話だったのですが、それでよろしいのでしょうか。もっと県民投票を高く位置づけして欲しいと思います。

企画部次長(広域行政担当)

県民の方々が主権者であるなら、主権者の声には従うべきなのではないのかというご意見はそのとおりであると思います。ただ、今の国の統治の仕組みは、まず県民の意向は議会に負託され、議会が県民の意向を代行して議決することになっており、議会にその権限もあります。また、執行権者である知事も県民の方々からの意向を受けて執行していくという制度になっています。このよう

にきちんと制度上の法の仕組みとしての権限配分がなされている中で、すべての案件を県民投票にかけて、県民の方に決定権を委ねることが事実上果たして可能であるのかどうかという問題があります。

こうしたことから、投票結果は県民の意思として十分に尊重していくという規定が現行法制度上は限界かなと思っています。また、県民投票にかける案件は限定的にしていかなければならないだろうと考えます。それは県民投票制度が現行の制度を前提にしているからであります。私どもの方では今後も拘束型ではなくて諮問型ということで定めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

質問者C

全てを県民投票にかけるのではなく、重要な案件についてだけにかけるならば、投票結果に相当な力を与えないと投票率も低下し、意味がなくなるのではないのでしょうか。

辻山幸宣

今の制度では議会の決定に大方のことが委ねられていて、県民投票の結果がそのまま決定であるという制度を入れるなら、議会の権限から外すということを県民が合意する、その場としては自治基本条例がふさわしいでしょう。

ただし、予算が伴うものについて県民投票による賛否だけで決めてしまうと、議会の予算議決権が損なわれるという問題が出てくるので、全部を県民投票にかけるわけにはいきません。

では、どういう案件を県民投票にかけるかですが、おそらく県民投票手続条例のようなものを作らなければならない。その条例中に、県民の10分の1の署名を集めたら県民投票ができる規定とするか、それを受けて議会で決定する規定とするか、その辺で県民投票の意義が問われます。県民投票手続条例を作るときにもう一回そこを議論してい

かなければならないので、その時に大きな声をあげていくことが必要でしょう。

広域行政課長

県民投票が県の存廃など重大なテーマを扱うとなると、県民投票の結果を意に介さないことがありえるのかという問題があります。諮問型の県民投票であっても、県民にとって重大な関心があり、議会や知事の方ではなかなか判断できない案件について多額のお金をかけて行う県民投票の結果を無視するということにはならないと想定されます。

参 考

地方分権フォーラムの概要

相模原会場

- 日 時 平成19年10月15日（月） 15時から17時
- 会 場 相模原市大野北公民館（1階大会議室）
（相模原市鹿沼台1-10-20）
- 参 加 者 55名
- 主 催 神奈川県
- プログラム

時 間	プ ロ グ ラ ム （敬称略）
15:00～15:03	主催者挨拶 笹本 秀行 企画部次長（広域行政担当）
15:03～16:00	講演 「分権時代のまちづくりと自治の課題」 辻山 幸宣 （財）地方自治総合研究所所長
16:00～16:30	「神奈川県自治基本条例（仮称）」素案説明 川崎 泰彦 企画部広域行政課長
16:30～17:00	意見交換

相模原会場

辻山 幸宣（つじやま たかのぶ） （財）地方自治総合研究所所長

（財）地方自治総合研究所研究理事・主任研究員を経て、2006年より現職。
早稲田大学大学院法学研究科兼任講師、中央大学大学院公共政策研究科客員
教授なども務める。専攻は、地方自治、地方自治制度史など。

自総研独自研究「自治基本条例」研究会委員

川崎市自治基本条例検討委員会会長

平塚市自治基本条例検討委員会委員長

練馬区自治基本条例懇談会会長などを歴任。

<主な著書・論文>

「市民自治の制度開発の課題」 公人の友社 2006年

「現代日本の地方自治」 敬文堂 2006年

『逐条研究地方自治法第3巻』 敬文堂 2004年

『自治基本条例・参加条例の考え方・作り方』 地方自治職員研修 2002年

「自治基本条例の構想」『岩波講座自治体の構想4 機構』 岩波書店 2002年

『自治・分権システムの可能性』 敬文堂 2000年

『地方分権と自治体連合』 敬文堂 1994年

など

大和会場

(平成19年10月19日)

※主催者挨拶・条例素案説明は掲載を省略しました。

講演(大和会場)

自治体に憲法は必要か
自治体は憲法を作れるか

「自治基本条例にみる自治の担い手」

文教大学国際学部准教授 金井 恵里可

I わが国の地方自治制度

1. 憲法上の地方自治制度
「地方自治の本旨」=住民自治・団体自治
「法律でこれを定める」→地方自治法
2. 地方自治法上の地方自治制度
長と議会の二代表制
住民の直接請求
3. 地方分権改革
1999年地方自治法改正
(機関委任事務の廃止・国の関与制度の見直し)
「国と地方公共団体との適切な役割分担」

II 自治体内部の変化

1. 先端行政の歴史
公害・情報・まちづくり
法律先占論の限界と要綱行政
2. 住民参加の進展
反対運動・・・地域エゴ?
参画・協働・・・ボランティアは行政の下請け?
3. お役所の仕事
縦割り行政・土木行政
政策法務論の生成

III 自治基本条例とは

1. 「自治体の憲法」

2. 「自治」の主役たち
「市民」とは誰のことか
地方議会の復権
「トップ」としての長
地方公務員の役割と位置づけ
3. 自治基本条例の目指す「自治」のかたち
まちづくりの理念
まちづくりの手法

IV 地方自治の未来

1. 地方分権のゆくえ
都道府県と市町村
道州制論
地方自治基本法構想
2. 民主制の在り方
直接民主制と間接民主制
主権はどこにある
3. 自治基本条例は何を守るのか
「人権の大系」としての近代憲法
自治基本条例の守るべき価値



意見交換(大和会場)



質問者A

県政に参加する権利の規定の内容について質問します。今までの県政参加はどうしても形式的になりがちでしたが、今回考えられている県民参加はどのレベルの参加を保障するのでしょうか。すなわち4段階のPDCAサイクルで言えば、計画作りの段階の参加、執行段階の参加、チェック段階の参加、練り直しの段階の参加、こうした段階において実際的な参加がどのように保障されるのかをお聞きしたい。

また、議会は最終権限を持っていますが、議会が要らなくなるのではないかという恐れを持っています。議会との関係をきちんと整理しなければいけないと思うが、そこはどうなっているのでしょうか。

広域行政課長

まず、県民の県政への参加についてお答えします。どのレベルの参加なのかということですが、これから詰めていくこととなります。PDCAサイクルでいえば、例えば、総合計画については現在でも様々な県民の皆さんのご意見をいただくためのパブリック・コメントなどがあります。そうした中で、いただいたご意見を予算に反映させるのですが、財政的に保障できるのかについて、情報提供・公開しながらご意見をいただくというこ

とが一つございます。また政策評価により、その政策が県民のために良かったのかどうか、また、行政改革の取組みがきちんと出来ているのかどうかということについて、情報提供しながら県民の皆さんからご意見いただいて、政策サイクルというものを完結させていきます。このようにPDCAのそれぞれの段階での県民参加の保障、制度作りを県の内部機関と調整しながら、明らかにしていきたいと考えております。

次に、議会の議決の必要性についてお答えします。地方自治法に基づいて県が運営されているわけですが、地方自治法の改正が無いという前提で話をさせていただきます。議会制民主主義の中で県民参加をやろうとしていまして、その究極的な手段として県民投票があります。住民の意思の総体として表明されますが、これはあくまでも代表民主制を補完するものになります。結局、議会が議決機関であり、行政が予算執行権を持って事業を執行することが地方自治法の中に規定されているので、この範囲内で住民投票を行っていくこととなります。したがって、あくまで意思を尊重していくということになり、議会が不要だということにはならないということです。

質問者B

金井先生は、自治基本条例の実現の担い手としてコミュニティを想定していますが、コミュニティといっても、地域的なコミュニティ、NPOを中心とする市民活動家のコミュニティなどがあります。具体的に何を想定しておられるのでしょうか。

また、県民の参加ですが、県と県民の協働事業、いわゆるパートナーシップ事業が必要ではないかと思います。県では、県が提案する協働事業はありますが、県民提案の協働事業はありません。今後具体的にどのように推進していくのか教えていただきたいと思います。

金井恵里可 文教大学准教授

本当に自治の担い手となる市民はどのような市民であるかについては、具体的に触れていませんでした。コミュニティについて実際に色々な条項を設けている自治基本条例もあります。市民とは誰かということを考えていきますと、例えば何十万、何百万という住民、市民が同じように自治に関心を持って汗を流してくれるとは思えません。サイレント・マジョリティの問題がございます。その場合に、誰の意思を市民の意思と言うかが現実的には大きな問題になってきます。コミュニティを定義付けることは、誰を市民と呼ぶかということの大元になると思います。

地域団体、地縁団体のことをコミュニティと呼ぶ場合もあれば、NPOなどを想定している場合もあります。そのコミュニティは一体誰によって形成されるコミュニティなのかを自治基本条例の中で規定する、すなわちその市町村にとって市民とは誰のことであるのか、仕組みを通して定義づけしていくことになると思います。実際の市町村では関心のある市民は登録制にしたり、関心のある市民を育成したり、あるいは市民の学習権を保障したりするなどしています。コミュニティはどんなものか、どんな市民を想定するかを自治基本条例に盛り込むことは非常に大切だと思います。ただし、それはその市町村ごとに異なって良いと思います。

広域行政課長

民間活動、特にNPO等との連携協力についてのお尋ねですが、現在の公共的活動は以前のように全て行政だけが担うものではなく、もちろんNPOやあるいは民間団体、企業、ボランティアなど多様な主体がいらっしゃるわけで、そうした連携協力は自治基本条例の中に位置づけられると思います。総合計画の中にも書かれていますが、パートナーシップ条例（仮称）の検討を進めていると聞いております。パートナーシップ条例につい

ては、所管の庁内の関係部局とよく議論しながら、整合性を持たせて進めていきたいと思っております。

質問者C

素案では県民の権利に基本的人権についての規定が入っていませんが、県民の権利に入れるべきだと思います。

また、金井先生は、皆が皆、自治の担い手ではないというお話でしたが、関心の有無で市民の質を問うのは基本的人権に関わる問題ではないでしょうか。市民の選別が考えられているのでしょうか。

広域行政課長

自治基本条例は県における自治の基本になってきます。県では、計画を作ったり、道路、学校を作ったりするなど様々なことを行っています。そうしたことは今までは国の補助負担金等を通じて、国の方を向いてやってきた部分がございました。これからは住民の方々のご意見を聞いて、地域が自己決定し、責任を持てる社会、すなわち地域主権型社会を築いていくことが住民福祉の貢献につながると考えています。今回はこういう仕組みをつくっていくために自治の基本となる条例をつくっていくというものです。今までの地方分権改革では、新たな国と地方の関係を中心に構築してまいりましたけれど、これからは住民の視点に立ちまして、住民との関わりを持ち、住民の参加を促していく中で、予算執行、計画作りをしっかりしていくということですので、県民の権利の中心に「県政参加」を置いているというようにご理解いただければと思います。

企画部次長(広域行政担当)

私どもで自治基本条例を定める上で大きな目的にしているのは、自治体運営の基本ルールを定めることです。したがって、県民の福祉の向上

に向けて、県民の皆さまとともにこれからの時代の地方自治体の運営を図っていくにあたって、どのような仕組み、どのようなルールに基づいて運営をしていくのかということを決めることが中心となります。

金井恵里可

選民思想ではないかというご懸念ですが、現実的に自治に関心を持つ市民と、あまり持たない市民がいるということは選民思想に通じやすい危険性があります。いくつかの自治基本条例では、市民が参加をしないことで不利益を被らないという条項を設けています。ただ、参加といっても色々な参加方法があります。参加主体で考えますと、コミュニティ中心の参加、個人による参加と二つに大きく分かれます。コミュニティも自治会のような地縁団体の場合や環境や福祉のNPOをコミュニティと呼ぶこともあります。個人を中心にしたときに、公募の市民とか、関心のある市民の登録制とか特定の市民を考える場合もあれば、広く平等に参加する機会を設けるパブリック・コメントや住民投票もあります。色々なパターンの中でどれかを取り入れるときに、他の方法を排除する設計にならないように気をつけるのは当然です。コミュニティを中心にするから個人を排除するといったようなことにならないようにする必要があります。

もう一つ、個人を中心と考えたときに、権利が義務と大きく異なる点は、行使しても行使しなくても自由であるということです。ですから、その権利を行使したいときに行使できないことがないようにすることが大事です。行使したくないときに行使させる必要はないということです。

質問者D

議院内閣制と違い、二元代表制の下では首長に圧倒的な権力があり、県や県内市町村の議会は首長追従型になりがちで、真の影響力を発揮できな

いことが多々あると思います。これは間接民主制として市民、県民にも大変不幸なことだと思っています。議会を強くするという意味で、議会基本条例は非常に重要だという認識をしています。報道では、神奈川県において議会基本条例制定に着手しているということを目にしました。県の議会基本条例作りの状況を教えてください。

広域行政課長

議会基本条例については、その内容は議会が決めるわけですが、本県におきましては議会改革の一環の中で検討していくようであります。自治基本条例に盛り込む議会の規定と議会基本条例の関係につきましては、同じ時期に条例が制定されることが県民の皆さんから見て分かりやすいのですが、別々の条例でもありますので、それぞれの条例の制定の時期が後先になりましても、相互の関係に齟齬が無いようにしていくということが大変大事であると思います。現状ではその程度しか把握できておりません。

質問者E

1点目は、費用負担の義務があつて、基本的人権の保障がないことは疑問であり、その点は改善されることはないのでしょうか。2点目は、選挙制度について条例素案には書かれていませんが、検討することはないのでしょうか。3点目は、県民投票の発議に必要な署名数、開票条件などは検討しているのでしょうか。4点目は、条例の制定について県民投票で決めるつもりはあるのでしょうか。

広域行政課長

1点目については、行政コストを負担していただくことを通して県民参加により県の自治をしっかりと行い、県民福祉の向上につなげていく、そのことが基本的人権を守っていくことになると思います。2点目ですが、選挙制度は公職選挙法と

いう法律で定められていますので、自治基本条例の対象としておりません。3点目の県民投票の詳細な定め方、対象年齢、テーマなどの制度設計はこれから掘り下げて検討していくことになります。4点目の県民投票で条例の制定を決めるということですが、現在、そういった投票制度がありませんので条例制定を投票にかけるかどうかは議論していません。

参 考

地方分権フォーラムの概要

大和会場

- 日 時 平成19年10月19日（金） 18時から20時
- 会 場 大和商工会議所（3階大会議室）
（大和市中央 1-5-40）
- 参 加 者 67名
- 主 催 神奈川県
- プログラム

時 間	プ ロ グ ラ ム （敬称略）
18:00～18:03	主催者挨拶 笹本 秀行 企画部次長（広域行政担当）
18:03～19:00	講演 「自治基本条例にみる自治の担い手」 金井 恵里可 文教大学国際学部准教授
19:00～19:30	「神奈川県自治基本条例（仮称）」素案説明 川崎 泰彦 企画部広域行政課長
19:30～20:00	意見交換

講演者プロフィール

大和会場

金井 恵里可（かない えりか）文教大学国際学部准教授

専攻は、憲法、行政法。
藤沢市自治基本条例策定検討委員会委員、
藤沢市個人情報保護制度運営審議会委員、
茅ヶ崎市環境審議会委員、
茅ヶ崎市開発審査会委員
などを歴任。

<主な著書・論文>

「道路事業における住民参加の法政策論」『解釈法学と政策法学』 2005年

松田会場

(平成19年10月31日)

※主催者挨拶・条例素案説明は掲載を省略しました。

「自治基本条例の意義と課題」

法政大学法学部教授 廣瀬 克哉

1. 分権化が生んだ条例

2000年4月 分権一括法施行

国と自治体の関係を改革
自治体は国の政策の実施機関ではなく、対等協力の関係の「地方政府」

2000年12月

北海道ニセコ町「まちづくり基本条例」
初の自治基本条例
その後同様の条例制定が徐々に広がる

なぜ基本条例の制定に至ったか

「本条例は、「自治」の「基本」となる意味で「自治基本条例」の概念を持つものである。「自治基本条例」は、憲法その他国法に準ずべきものがなく、地方分権を進める中での新たな概念である。住民の権利保護やそのための制度保障など、自治実現のための基本となる条例として、また、自治の本旨(住民自治及び団体自治)を法的側面から支える条例として期待される。今後この概念を自治のさまざまな実践の中で定着させていくことが、最も重要である」(『ニセコ町まちづくり基本条例の手引き』)

自治体の自己決定の確立→「自分たちの自治」を制度として確立

地方自治法は全国画一のナショナル・ミニマム

参加によるまちづくりの取組は自治体独自のあり方

2. その後の広がり

都市部への広がり

杉並区、豊島区、中野区

議会主導の策定も

草加市、多摩市、飯田市

新しいタイプの条例

自治基本条例としての議会基本条例
(北海道栗山町)

市政運営条例(岐阜県多治見市)

3. 自治体の憲法

憲法とは「政府の基本設計書」

設計理念

基本的な組織とそれぞれの権限、責務
基本理念を実現するための基本的な制度・手続

自治体の最高規範

個別の条例、制度、事務事業の共通ルール

自治体を構成する諸主体、諸機関間の関係の基本

時々の政策転換を経ても維持されるべき一定の基本

憲法、法律と自治基本条例

憲法：地方自治の保障、長と議会の直接選挙、基本的な権限

地方自治法をはじめとする地方自治

、地方財政関係の法律が詳細設計
組織や手続は詳細に規定されている

が、住民自治の規定は手薄

都道府県と市町村の関係についての規定も手薄

憲法や法律に定めのない領域での基本設計が必要

4. 二元代表制を有効に機能させる仕組み

強い首長とローカルマニフェスト

明確な責任ある約束によって当選し

た首長の存在

その時議会の役割は何か？

選挙の終了後の住民の役割は？

自治体運営を担う諸主体、諸機関の役割分担の再確認

主権者としての住民（市民）

首長

議会

自治体職員

5. 自治基本条例の内容と類型

理念条例

自治の理念を明記、前文などに凝縮

具体的な制度等は別条例に委ねる

手続保障条例

自治の理念を実現するための具体的な方法

既存の手続がない領域では基本条例自体により制度化

例) 住民投票

6. 自治基本条例で何を実現するのか？

これまでの取組の再確認と制度的安定化

情報公開、個人情報保護、市民参加、協働

自治のあり方への関心の強化

あらためて自治のあり方を意識する機会

今後の自治の担い手やその間の連携回路の形成

条例づくりを通して主体形成、ネットワーク形成

制定過程自体のもつ意義

7. 神奈川県自治の蓄積と自治基本条例

住民参加型の自治

県内分権の推進

国に対する働きかけ



意見交換(松田会場)

質問者A

自治基本条例において住民参加が一番根底にあるものだと思う。住民の意見を取り入れるフォーラムのはずであるのに意見交換の時間が少なすぎる。住民参加には職員、住民の意識改革を同時にやっていくことが大事だと思う。

広域行政課長

市町村の自治基本条例の作り方を見ると、それぞれの市民委員会や区民会議など色々な形でグループを小さく作って意見を吸い上げて条例を作っていくものがあります。広域自治体の自治基本条例の作り方としては、参考になる都道府県がございませんでしたので、まずは有識者からご意見をいただきまして、神奈川県としてはこういう条例があればいいのではないかとということで提案をいただきました。それを元に半年間ぐらい皆さん方にご紹介いたしまして、今回の素案を作りました。市町村参加、住民参加が命でありますので、素案を一つのたたき台としてご覧いただいて、ご意見をいただきながら、これをベースに具体的な条例にしていきます。そして、やはり県の職員の意識改革も大事だろうし、それが無い中で形だけ作っても機能しないだろうと思います。そこはまた引き続きご指導いただければと思います。

質問者B

県では多選禁止条例が成立しましたが、地方自治法の改正がされないうちには施行されないというものでした。私は自治基本条例には期待していますが、多選禁止条例を見てもそうですが、理念系としての地方分権は実際には頭打ちではないのか、所詮押さえつけられるものではないのかと思ってしまう。地方分権のどこがローカルデモクラシーの進展として素晴らしいところなのか、

廣瀬先生に評価を教えてください。

次に、条例素案の表現についてですが、職員も県民の一人であるのに、自治に対して連帯の気持ちがなく、見下しているような表現になっていることが気になります。例えば、素案では「県民の皆さんが必要だと考えている県民主体・・・」とありますが、「我々」、「私たちは」といったように自分を主体に表現しなければいけないと思います。その表現に官僚的な意識が表れていると感じます。以後、改めてもらいたいと思います。

また、市町村の県政参加とありますが、市町村と県の協議機関というのは具体的にはどうするものなのでしょうか。市町村は二元代表制であるし、県もそうです。二元代表制と県と市町村の協議機関の関係はどうなるのでしょうか。

それから、県民参加というのは県民投票しかないのでしょうか、もっと様々な参加方法がないのでしょうか。

廣瀬克哉 法政大学教授

多選禁止の問題は典型的に法律にぶつかっている例ですが、それ以外にも色々あります。法律が比較的細かいところまで全国一律に決めてしまっていて、それは細かく決めすぎではないかといわれています。これを法律の規律密度といいますが、分権の趣旨を尊重するならば、ナショナルミニマム、これは最低限保障しなければいけないという基本については法律が明確に定めますけれど、その実現方法は地方がそれぞれで自立して意思決定できるように法律の決め方も変えていく必要があります。しかし、今の第二次地方分権改革の議論の中ではこれについては今のところ、地方側が劣勢です。国の官庁の方がこういう仕事をやらせようためには、法律の決め方はこれ以上粗くできないという構えであります。ここについて、どこまで戦えるかというところでそれが決まってくる。うちの県は県なりに決めたいという世論が各地で上がってきて、それが霞ヶ関の抵抗を打

ち破っていかないとその壁はなかなか破れない。そういう状況です。さらに言えば、法律を決めているのは国会議員ですから、国会議員についても、地方分権の趣旨を踏まえた人を送り出して、国会審議の中でもこの法律の案は違うのではないかと、こんなに細かく決めたら各市区町村や都道府県がそれぞれに適したやり方ができないでしょうというぐらいの修正をかける国会議員を送らないとだめだということです。現状はなかなかそういう段階にはないですけれど、そういう働きかけを我々は研究者として主張するし、マスコミもそういうところにしっかり目を光らせて、新しい政策提案については論評して欲しいし、あるいは世論からの批判が出てこないといけない。指摘されたことはまさにそのとおりで、せつかくの地方分権を本当にできるかというのはその壁を破らなくなりません。

広域行政課長

市町村の県政参加について説明いたします。広域自治体で作る条例の特徴は二つあって、県民と県との関係の基本ルールを作るということと、市町村と県との関係の基本ルールを作るということです。県民と県との関係ですが、県は、市民と市町村の関係に立ち入って割り込むということは考えていません。あくまで広域自治体としての県の役割に基づく県民との関係を定めるということが一つです。もう一つは協議機関に代表されますように市町村の県政参加といった場合には、現在も首長との懇談会や行政の職員と市町村の協議の場などはたくさんあるのですが、それらは要綱や要領に基づいています。すなわち、任意で決められている部分です。例えば、環境問題や土地利用など様々な分野で個別に動いていて、それらは整然としているわけではないのです。大事なことを一部の意見だけで決めていいのか、しっかりとした手続が必要なのではないかという意見があります。ですから、協議機関に住民の方が直接入ってくる

というより、市町村にとって大事なものにつきましては、市町村の首長や議会と県との間の機関を通すということです。例えば、市町村と関わりのある条例については、今までは手続としてはただ単に県議会に上程していたものを、これからは協議機関で説明して了解を得たものを出していく、そのようなことを考えています。

もう一つ、住民投票以外にも県政参加は無いのかということについてお答えします。住民投票は究極の住民参加であると言われていますが、日本の憲法ではいわゆる間接民主制を定めていますので、直接住民が参加して全て物事を決めていくということを想定しておりません。議会制民主主義ですので、住民の意思を議会の議員が代表して議決していくという形を取っています。そこで、議会制民主主義を補完するため、住民投票をはじめとした住民に参加していただく様々な広報広聴制度を用意していきたいと考えております。

参 考

地方分権フォーラムの概要

松田会場

- 日 時 平成19年10月31日（水） 14時から16時
- 会 場 松田町立公民館（1階展示ホール）
（足柄上郡松田町松田惣領 2078）
- 参 加 者 68名
- 主 催 神奈川県
- プログラム

時 間	プ ロ グ ラ ム （敬称略）
14:00～14:03	主催者挨拶 笹本 秀行 企画部次長（広域行政担当）
14:03～15:00	講演 「自治基本条例の意義と課題」 廣瀬 克哉 法政大学法学部教授
15:00～15:30	「神奈川県自治基本条例（仮称）」素案説明 川崎 泰彦 企画部広域行政課長
15:30～16:00	意見交換

松田会場

廣瀬 克哉（ひろせ かつや）法政大学法学部教授

法政大学法学部助教授を経て現職。専攻は、行政学、自治体学。

中野区自治基本条例に関する審議会会長
所沢市まちづくり基本条例案策定に向けた準備等に関する検討懇話会委員
自治体学会運営委員
日本行政学会事務局担当理事
日本自治学会理事
自治体議会改革フォーラム代表などを歴任。

<主な著書・論文>

- 「民主主義の舞台をめざして-自治体議会の新展開」
『ガバナンス』 2007年4月号より連載中
- 「民主主義の舞台としての議会—合議制の代表機関にしかできないこと」
『月刊自治研』 2007年1月号
- 「電子自治体の情報政策」 ぎょうせい 2006年
- 「情報改革」 ぎょうせい 2005年
- 「電子自治体システムの構築と実践」 地域科学研究会 2003年
- 「インターネットが変える世界」 岩波新書 1996年

藤沢会場

(平成19年11月1日)

※主催者挨拶・条例素案説明は掲載を省略しました。

講演(藤沢会場)

「分権型社会と自治基本条例」

法政大学人間環境学部教授 小島 聡

1. 自治基本条例の背景

- (1) 90年代における自治をめぐる動向
～様々な潮流の複合
- (2) 「分権型社会」の理念と地方分権改革
～2つの自己決定権の関係
- (3) 基本法の「均衡論」
～最高規範性
- (4) 自治基本条例の立法例

2. 自治基本条例の構成

- (1) 前文の意味
- (2) 市民と自治体の基本的関係 (政治原理)
- (3) 権利と責務
- (4) 政治行政機構の構造と運営原則
- (5) 自治に関する基本制度
- (6) 重要な政策公準
- (7) 都道府県レベルでの策定意義と留意点

3. 自治基本条例の作用と機能・効果

- (1) 基本的な作用
- (2) 2つの機能と効果

4. 自治基本条例の生命力

- (1) 規範としての定着
- (2) テキストとしての可能性

5. 自治基本条例制定後にもとめられるもの

- (1) 自治体内部において
- (2) 市民社会から



意見交換(藤沢会場)



質問者A

小島先生からは自治基本条例の生命力ということでお話いただきました。自治基本条例を作ったら終わりではなく、やはり行政の現場で活かされないと自治基本条例を作った意味がないということでした。しかし、例えば大和市では自治基本条例を市民参加型で作りましたが、首長が替わった後に条例を否定する方針が強く打ち出されています。現在でもいくつかの自治体を作ろうとしていますが、どういう形で自治基本条例に生命力を持たせたらよいかについてお話を聞きたいと思えます。

もう一つは、行政内部で自治基本条例を運用する仕組み、すなわち条例ができて、どうやって条例を現場で使っていくのか、活かしていくのかについてです。実際、聞いた話では、職員は研修会で条例を一度読んだきりであるなど、普段の行政上ではほとんど活用していないということがあるそうです。それではせっかく自治基本条例を作った意味がないと思いますので、行政内部でうまく自治基本条例を活用する方法があれば教えてください。

小島聡 法政大学教授

自治基本条例は最高規範であるといいましたが、

現行法の体系の中で条例間に上下関係は作れないというのが通説です。また、「後法優位の法則」というものがありまして、後にできた法律、条例が勝るといえるものです。そうすると、自治基本条例の内容とずれる条例が後からできたら、そちらの条例が勝ってしまうことになります。首長に対する法的な拘束力を自治基本条例にどう持たせるかは非常に悩ましい。自治基本条例を守らせるために、条例に対して宣誓させるという方法があり、三鷹市などでは職員に宣誓させています。しかし、首長や議会に対してそこまでできるか分かりません。

ただし、自治基本条例には政治的な拘束力はある。首長や議員が自治基本条例に反することをやったら政治的な責任を問われるでしょう。首長が交代したからといって、条例に書かれていることを無視してはいけません。改正すれば別ですが、改正されていない状態で自治基本条例に書かれていることを無視することは問題です。どこまで法的な責任が問われるかは別にしても、政治的な責任は問われます。自治基本条例を改正していないにもかかわらず、首長が条例を遵守していない、具現化してないではないかということをも市民社会が強く打ち出していかねばいけません。どうしても首長がおかしいということであれば、地方自治法上の制度であるリコールを使って首長を替えることはできます。

日常的に自治基本条例をどう使うかというのは本当に難しい問題です。自治基本条例の存在だけは知っている、あるいは条例の名前すら間違えたりする職員もいる。そこで、自治体の職員が自治基本条例を遵守すべき規範としてしっかりと内面化していく作業をやらなくてはなりません。自治基本条例の精神を育んでもらう研修をやらねばいけません。また、自治基本条例は抽象的だから具体的な局面の中で考えてもらう必要があります。例えばNPOとの付き合い方も経験を通じて学ぶ必要があります。

それから自治基本条例にはいろいろな使い方があります。例えば、川崎市では自治基本条例に事業者の社会的責任という条文を入れましたが、川崎市はCSR政策を推進しており、川崎市自治基本条例の「事業者の社会的責任」、「持続可能な地域社会を築く」という条文が根拠になっているのです。事業者の社会的責任に関する個別の条例がなくても、もとの自治基本条例に文言があるので、そこが政策をすすめる根拠となっているのです。

質問者B

県民参加の保障について、「ふれあいミーティング」や「知事への手紙」を例にあげたが、他に考えていないのか。県民投票は究極の県民参加とありますが、これも既にある制度で参加を本当の意味で保障したことになっていないと思います。もっといろんな参加の機会を保障してもらいたい。例えば区民会議や全体会議、西部地域会議のような実質的参加の機会を増やして欲しい。パブコメぐらいでは参加といっても県民参加全体のうちの1%ぐらいにしかなっていないと思う。もっと様々な参加を県は考えているのでしょうか。

広域行政課副課長

先ほど、例として知事への手紙とふれあいミーティングを出しましたが、そのほか、地域別で県民集会というものも実施しております。あと、県民の皆様方から政策提案も受け付けておりますし、審議会への県民の方の公募など、現状の取組みとしては、これらを実施しております。

これらの取組みは、全てが条例で決まっているものではありませんので、現状の県政参加の取組みを自治基本条例の中に位置づけ、県民参加の機会の保障を条例の中に謳い込むというものです。自治基本条例の制定に伴って、県民参加の制度を新しく設ける場合もありますが、まずは、現状実施しているものを条例として位置づけるというも

のです。

小島聡

基礎自治体レベルと広域自治体レベルでは、同じ参加手法でも使える場合と使えない場合があります。例えば、パブリック・コメントは汎用性があります。インターネットなどを活用しながら不特定多数から幅広く意見を集めることができます。ただし、浅く、弱い参加手法です。なぜ弱いかといいますと、いただいた意見はこういう理由で反映します、反映できませんという、応答関係をきっちりしないと単なる目安箱になってしまうからです。ただし、不特定多数から幅広く取れるというメリットがあります。それからフォーラムがあります。こうして、県内いろいろ回って不特定多数の人に会うという手法です。そして、基礎自治体がやっている参加の仕組み、市民の公募をして、その方々と綿密に条例を作っていくという手法もあります。これは大変な作業です。半年から一年の間、濃密に作業する。都道府県レベルでこのようなやり方は非常に難しい。神奈川県も川崎から小田原という範囲で交通費を払って一箇所に集めて、市町村レベルと同じように30人ぐらいの方を一年ぐらい拘束して濃密にやるのは難しいでしょう。

このような広域的な参加問題にも適用できるものとして、欧米の新しい参加手法があります。例えば、コンセンサス会議やシナリオ・ワークショップという手法です。コンセンサス会議は、アメリカから始まってデンマークで開発されました。脳死の捉え方や遺伝子組み換え作物の規制など、不確定要素があつてかつ国民生活に影響がある新しい科学技術政策を、専門家と政治家、官僚だけで決めていいのかということでコンセンサス会議という場が作られました。これは10~15人ぐらいの市民の方にランダムに集まっていたいて、対立意見を持つ専門家たちがしっかりと情報提供しながら、二泊三日などの短い期間で集中的に徹底

討論し、合意を目指す手法です。大切なことは、多数意見も少数意見も併記することです。対立する意見を持った専門家から情報提供を受けて、普通の人が常識を持ってじっくりと考えていくとどういいう意見がでてくるのか、会議の結果である多数意見も少数意見もオープンにしてさらに国民全体に考えてもらうのです。そして議員は、普通の人たちの議論、常識を立法に反映させるのです。

この手法については実際に私のゼミで川崎市の水道行政を対象として社会実験を行いました。水道行政は、技術性が高く、一般市民が絡みにくく、かつ広域水道もあります。しかも、料金など市民生活に関わってきます。今までは市町村でも、神奈川県の大広域水道でも、市民が関わらないところで政策が決められていたといえますが、こういう手法ならば広域的な市民参加も可能です。広い範囲から何十人も毎月一回集めることができなくても、15人の市民の方に常識的に徹底的に議論してもらおう。実際の例でも、北海道は遺伝子組み換え作物を規制する条例をつくり、その後にコンセンサス会議をやりました。

シナリオ・ワークショップというのは、未来の方向性のシナリオを4つ作って、議員・市役所・漁業関係者など様々な利害関係者に選んでもらうというものです。これも実際に千葉県の三番瀬干潟について社会実験が行われています。

こうした広域レベルでもできる参加手法を欧米の諸経験に学びながら開発していく必要があります。

質問者C

神奈川県議会では議員の中で議会基本条例を検討している段階であると聞きました。神奈川県の素案では議会の条項が入っているが、議会と話し合いをしているのでしょうか。

また、県下の基礎自治体との話し合いがどのぐらい進んでいるのか、教えていただきたい。

広域行政課副課長

議会の方で議会基本条例の策定を検討されているという状況は把握しています。私どもは9月の県議会の定例会でこの自治基本条例の素案を初めて提出させていただきました。議会の条項についてはこれから議会とすり合せていくという状況です。

また、市町村との話し合いですが、県内の各地区にある地域県政総合センターごとに市町村の企画担当課長さんに集まっていただいて、今回の自治基本条例の素案についてご説明させていただくとともに意見交換をさせていただきました。とりわけ県民投票についてのご意見を多くいただいたところです。さらに、今回の条例のもう一つのポイントになりますが、市町村との協議機関を新たに設けますが、以前から市町村との協議はいくつかありましたので、屋上屋を重ねないようにというご指摘をいただきました。これらのご意見を踏まえて素案を修正していきたいと思います。

小島聡

自治基本条例の中で、町や市、県という言葉が出てきます。この時の県や市には議会を含むのかということが一つのポイントになります。北海道の場合は議会を規定しないで、行政基本条例という形にしました。首長の下で作っていく条例案の中で、二代表制のもう一方の議会について細かく書いてしまうのはやはり問題もあります。とはいえ議会のことを全く入れなければ、自治基本条例としては不十分で、もう一つの政治的代表機関である議会について書く必要があります。だから、議会の基本的な位置づけや役割、責任は書きます。議会の具体的なことについては、議会が条文をつくり、はさみ込むか、別に議会基本条例を作るのが望ましいと思います。大阪の岸和田市が自治基本条例を作ったとき、条文中に、「議会は、自らの権能と責務に関する基本的な条例を定め」という規定を入れました。これは議会と相当交渉し

てやったものだと思います。そうなると議会としては作らざるを得ないのです。私は二元代表制の下では議会が自立して作っていくということが大切だと思います。

質問者D

県民の何%が提案したら県民投票をやるというようにするべきだと思う。県民投票というのは自由に県民が実施できるものであると思う。県議会で処理できないようなことに対して県民投票が必要になっている。

また、県に苦情を言うと法律に書かれていないから出来ないというように言われてしまう。進歩することに抵抗しているのが今の行政の姿勢ではないかと思う。その辺をどう改善するかが自治基本条例の説明からは感じられなかった。

広域行政課副課長

県に相談しても「法律にそう書いてあるからできない」あるいは「法律には書いてないからできない」と言われてしまうというお話でした。法律でやってはいけないというものは、やはりそれはできないとは思いますが、法律をたてにして「やらない」と、もし県の職員が言うとしたら、それはあってはならない話だと思います。今回の自治基本条例では、県民の方々の権利の保障を謳っていますので、それによって、職員の意識も向上しますし、県民の皆様からしても、「自治基本条例に書いてあるんだから県はちゃんと仕事をやれよ」と意見を言うことが保障されると思っています。

県民投票につきましてはまだ検討段階でして、発議権を誰にするのか、対象者を誰にするのか等いくつかの課題があります。これらは今後の検討になっていますので、いただいたご意見を検討に反映させていきたいと思っています。

小島聡

法律に書いてないからできないというのは許されません。2000年に改正された新しい地方自治法では国は地方分権の趣旨を踏まえて法律を作りなさい、その法律を運用するときには地方分権の趣旨を踏まえて法を執行しなさいと書いてあります。法を解釈するというのは国に対してだけ言っているわけではなく、自治体にも向けられているのです。ある法律を国が中央集権的に解釈していたら、自治体は地方分権的に解釈し主張することが堂々とできるのです。今、自治体にとって求められることは法律や政令、省令をどう地方分権的に解釈するかです。そのことで国と自治体の間で紛争が起きたら処理する機関もあります。そして今、第二次地方分権改革で問題になっていることは、国が地方分権的に法律や政令、省令を解釈してくれていないし、まだまだ細かく書きすぎているということです。そこで自治体による法令の上書き権が改革の論点となっています。

法律に書いてないことはできるというのが自治基本条例の基本的な精神です。自治基本条例には、法律や条例は自治基本条例の趣旨に基づいて解釈しなければいけないという規定がだいたいあります。自治基本条例の趣旨は、住民に責任を負う地域社会の政府として、国と対等の関係で、国から自立してやっていかなければいけないということです。

また、県民投票についてですが、議論なき住民投票には危険性もあると思います。住民投票をやるならその前提として、政策に関わる情報が広く流通し、それぞれの立場が自由に議論できて、有権者の人たちが理解できることが必要であると思います。発議権を首長さんに与える場合、独裁者的な首長は本当のことを教えないで住民投票をやってしまうこともあります。住民投票をするならプロセスが大切です。

実務的な話としては、住民投票はやり方にもよりますが多額のコストがかかることもあります。

住民投票をする前にきめ細かい民主主義のプロセスがあるかどうかが大切なのです。

質問者E

神奈川県では県の医療費の助成の仕組みを変えようとしています。市町村や地方議会からその変更はやめて欲しいという意見が出ても、制度の見直しをしていくという方向性が出されています。自治基本条例ができた際に住民から出た意見をどう判断、基準で咀嚼して知事の判断にしていくなかが重要であると思う。自治基本条例では県民参加制度により意見を反映していきますといっているのですが、市民参加の中で取り上げてきた声を実際にどう判断して反映していくか疑問に思う。住民が反対していても、議会が認めてしまえば通ってしまうことがある。制度自体には反対していないが、この制度を使って住民の声をどう判断していくのか、伺いたい。

広域行政課副課長

県政上の重要事項については市町村と協議する機関を新たに設けようと思います。これも今後の検討課題となっておりますので、市町村の声を反映させる仕組み作りをしていきたいと思っています。市町村でも住民の方々のご意見を市政に確実に反映する仕組み作りをしていただいて、住民の方々のご意見を、協議会を通じて県政に反映できる仕組みにしていきたいと考えています。

小島聡

市町村が反対している場合は、市民の声、すなわち県民の声を踏まえているという可能性があります。そうすると、知事は多くの声に反してまでなぜ政策を行うか説明する責任が生じます。では誰に対して説明責任を果たすのかというと、協議している市町村だけではなく、市民、県民に対して果たす必要があります。協議のプロセスをどこまで透明化できるか分かりませんが、常設の協議

機関を設けても密室にしたら意味がありません。協議のプロセスを透明化し、市町村長、市町村議会議員と協議することは県民の皆さんと対話していることだという意識を反映した仕組み作りが必要だと思います。

参 考

地方分権フォーラムの概要

藤沢会場

- 日 時 平成19年11月1日（木） 15時から17時
- 会 場 藤沢産業センター（6階研修室2・3）
（藤沢市藤沢109-6 湘南NDビル）
- 参 加 者 58名
- 主 催 神奈川県
- プログラム

時 間	プ ロ グ ラ ム （敬称略）
15:00～15:03	主催者挨拶 秋澤 潔史 企画部広域行政課副課長
15:03～16:00	講演 「分権型社会と自治基本条例」 小島 聡 法政大学人間環境学部教授
16:00～16:30	「神奈川県自治基本条例（仮称）」素案説明 秋澤 潔史 企画部広域行政課副課長
16:30～17:00	意見交換

藤沢会場

小島 聡（こじま さとし）法政大学人間環境学部教授

（財）行政管理研究センター研究員、法政大学第二教養部助教授、法政大学人間環境学部助教授を経て現職。専攻は、行政学、地方自治論、自治体環境政策。

川崎市自治基本条例検討委員会副委員長
（仮称）逗子市市民参加条例検討委員会委員
NPO 法人まちづくり情報センターかながわ理事長
川崎市自治推進委員会委員長などを歴任。

<主な著書・論文>

「分権時代の地方自治」（共著）、三省堂、2007年
「新しい自治のしくみづくり」（共著）ぎょうせい、2006年
「自治体経営改革」（共著）、ぎょうせい、2004年
「市民立法入門」（共著）、ぎょうせい、2001年
「分権社会と協働」（共著）、ぎょうせい、2001年

地方分権フォーラム記録集

発行：平成20年2月

* この記録集は、地方分権フォーラムの概要を事務局で取りまとめた
ものであり、文責は神奈川県にあります。

本書に関するお問い合わせは下記までお願いします。

神奈川県企画部広域行政課

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

電話：045（210）3150（直通）